

第1回島田市自治基本条例制定作業部会 会議要録

■日時

平成27年5月18日（月）10：30～11：30

■場所

島田市役所 会議棟 2階 C会議室

■出席者

部会員：資料6のとおり

事務局：鈴木地域生活部長、藪崎地域づくり課長補佐、瀧賀主事

■内容

1 開会

2 地域生活部長あいさつ

- ・一昨年6月の所信表明や議会における答弁などで、市長はこれまで、自治基本条例の制定について何度か触れてきました。
- ・これを受け昨年度から自治基本条例の制定に向けた取組を開始しています。
- ・平成26年度は12月から4回にわたり「島田市自治基本条例を考える市民会議」を開催し、15人の市民委員の皆さんで、条例制定の必要性を確認しました。
- ・これを受け今年度から本格的な制定作業に入り、合計20回の市民会議を経て、平成29年4月1日の施行を目指しています。
- ・庁内では条例制定のためにこの作業部会を設置し、市民会議の皆さんと一緒に、条例の内容を検討していくこととなっています。
- ・自治基本条例の内容につきましては、一言で言えば、自治体運営の仕組みやルールを定める条例です。
- ・また、市民や議会、行政の関係やそれぞれの役割や責務なども規定しますので、今後、議員を含めた様々な方からのご意見をいただきながら、作業を進めていくこととしております。
- ・この自治基本条例は制定することが目的ではなく、制定後にどのように運用していくかが大変重要でありますので、制定過程だけでなく、施行後においても、職員の皆さんのご理解やご協力が必要となります。
- ・制定後に円滑に運用できるように協働のまちづくりに関係する部署、多くの自治体の自治基本条例に盛り込まれている分野に関係する部署の皆さんをお呼びしました。

- ・皆さんの専門的な知識と普段の業務での市民との関わりの中で得ている協働のノウハウを是非自治基本条例に反映させてください。

3 協議・報告

事務局より資料を用いて以下（１）～（３）について報告を行った。

- （１）自治基本条例制定事業について（資料１～３）
- （２）自治基本条例を考える市民会議について（資料４）
- （３）制定作業部会の役割について（資料５）

4 質疑応答（Q＝部会員、A＝事務局）

Q・制定の目的として「協働のまちづくりの推進」が１つに挙げられると思う。掛川市では自治基本条例の中に協働のまちづくり推進条例の制定について明記されていて、実際に昨年制定された。島田市ではどうするか？

A・今後の条文制定作業の中で検討していく。

Q・制定の目的として、個別具体例について条例があればこう変わると説明できるものはあるか？

A・「少子高齢化が進み、税収が減っていくため行政のできる業務に限りが出てくるので、市民が主体となってまちづくりをしていこう」というのが一般的な制定理由であり、島田市でも今後のまちづくりの基本的なルールとして定めようという目的がある。市民会議でもこれまで「どんなまちのカタチが理想的か」など大枠の話し合いを行い、「市民や行政、議会、事業者、住民が有機的に繋がっていけるようにルールを作ろう」ということで条例制定の必要性を確認している。個別具体例でいうと昨日の第６回市民会議で委員に対して総合計画の中から特定の施策を選んで課題解決に向けてのシナリオを作ることになっているので現在準備中である。

Q・現在の制定自治体が 300 程度の理由は？

A・制定自治体の数が多いか少ないかは個人の考え方によるが、この条例に反対の立場をとっている政党もあり、特定の団体も反対運動を行っている。反対運動により制定作業を途中で断念した自治体もある。主には外国人参政権や最高法規性についての反対意見である。いずれも条例制定の目的の本旨とは外れているので、島田市としては「協働のまちづくりの推進」を目的に条例制定にあたっていく。

Q・男女共同参画推進条例を制定したときに同じように市民会議を設置して条文を作成したが、庁内の例規審議委員会で条文を変えられてしまった経緯がある。場合によっ

てはどうしても条文案を庁内で変更しなくてはならないこともあるので、市民会議委員への周知をしてほしい。

A・市民会議では条例に盛り込みたい内容や項目を出してもらい、この制定作業部会で条文を作成する流れとなるので、そのようなことにはならないと考える。

Q・市議会の様子はどうか？

A・議員個人では様々な考え方があると思うが、市民会議に出席する際には議会としての意見を述べるように調整しているようだ。

※その他意見

・議会基本条例を制定したときに「意思決定のプロセス」については明記しなかった。どうも自治基本条例で定めることにしているようだ。

5 その他

(事務局より) 次回は7月頃開催する予定。日程は後日調整させていただく。

6 閉会

以上